

所管部課名	スポーツ課	担当者	瀬戸山					
事務事業名	生涯スポーツ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金交付要領 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
令和元年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	1,400千円	1,400千円	千円					
	千円	千円	千円					
	その他の内容							
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	大会参加者数	1,400人	令和元年度					
成果指標②	市外大会参加者数	600人	令和元年度					
補助対象者	川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会							
補助対象経費	川内川を生かしたスポーツ推進事業に要する経費（賃金・報償費・旅費・役務費・委託料・使用料及び賃借料）							
補助対象事業・活動の内容	川内川河口マラソン・ウォーキング大会の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	令和元年度 1,400千円							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	2,129,900	59.5%	2,200,500	59.4%	2,172,100	59.5%
		会費収入	1,815,900	50.7%	1,882,500	50.8%	1,859,100	50.9%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	314,000	8.8%	318,000	8.6%	313,000	8.6%
		市補助金	1,400,000	39.1%	1,400,000	37.8%	1,400,000	38.4%
		雑入	2,001	0.1%	6	0.0%	5	0.0%
		（前年度繰越金）	49,460	1.4%	104,113	2.8%	77,406	2.1%
	計	3,581,361	100.0%	3,704,619	100.0%	3,649,511	100.0%	
	支出	事業費	3,273,248	91.4%	3,424,413	92.4%	3,329,082	91.2%
		人件費	204,000	5.7%	202,800	5.5%	194,400	5.3%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	104,113	2.9%	77,406	2.1%	126,029	3.5%
計	3,581,361	100.0%	3,704,619	100.0%	3,649,511	100.0%		
支出計/前年度支出計				103.4%		98.5%		
自己資金/前年度自己資金				103.3%		98.7%		
翌年度繰越金/市補助金		7.4%		5.5%		9.0%		
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	1,305		1,359		1,361			
成果指標の推移②	375		459		447			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成28年度「見直しの上で継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知度向上のため、公認に向けた参加料やコースレイアウト等の見直しを検討されたい。 ・寄付金や広告宣伝など民間活力の導入を図られたい。 <p>【前回評価への回答】公認コースを新しく設定することは、現状では警察の許可を受けることが難しいことから、参加者の安全を確保できるコースで継続していきたい。また、実行委員会を組織し、市内事業所からの協賛金や協賛品を募り、自主財源を確保し、大会を運営しているところである。</p> <p>【事業のPR方法】前回参加者、学校、コミセン、県内体育施設等にポスター掲示、ホームページ等でPR。</p> <p>【費用対効果】市民の健康志向が高まり、ウォーキングへの参加者が増加している。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民をはじめ、県内外からの参加者があり、マラソン・ウォーキングそれぞれのコース設定により、老若男女を問わず、幅広い世代からの参加を得ている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	市民の健康維持・増進、スポーツ推進、並びに県内外からの参加者による地域の活性化に繋がっている。また、本大会は、日々健康づくりに取り組んでいる市民の交流の場として重要な役割を担っており、継続的な健康づくりを啓発する機会となっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	健康志向・体力づくりに適しており、個人・団体それぞれ体力に応じた参加種目を設けており、市民の健康増進とスポーツ推進に繋がっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	受益者負担の観点から参加料を徴収し、自発的に取り組み継続的な運動習慣の意識づけを行うことができる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金として支出することにより、実行委員会での活動がより広範囲に機能する。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領第4条に規定されており運営に係る経費を補助対象経費としており、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 1,300人を超える参加があり、市民はもちろんのこと、市外にも認識されており、健康づくりの増進及び地域の活性化に寄与している事業である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成29年薩摩川内市告示第89号）第2条の表に掲げる肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 地域のコミュニティ協議会、自治会、ボランティア団体及びNPO法人等（以下「団体等」という。）が、肥薩おれんじ鉄道の利用促進等を目的に実施する活動やイベント等であること。

(2) 事業計画書の内容が、肥薩おれんじ鉄道の駅構内や駅周辺（おれんじ鉄道での来場者が見込める範囲の場所）で実施されるもの、又は肥薩おれんじ鉄道を活用した活動やイベント等であること。

(3) この活動やイベント等を実施することで、本市や肥薩おれんじ鉄道の周知やイメージ向上に資するものであること。

(4) 沿線住民のマイレール・マイステーション意識の向上に資するものであること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業については補助の対象としない。

(1) 宗教活動等若しくは政治活動や暴力団活動等に該当する事業

(2) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金の額は、予算で定める額以内とし、1団体年間1件5万円を上限とする。ただし、その他特別に認められる事情がある場合は、上記の金額に加算することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、肥薩おれんじ鉄道の利用促進等を目的に実施する活動やイベントの実施に当り必要と認められる経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施前1箇月以内とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これ

を行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない
と認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実施内容が分かるような書類（写真、チラシ又はパンフレット等）

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の内容及びその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、肥薩おれんじ鉄道の利用促進、沿線地域の活性化に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。